

第98号議案

令和 8 年度宍粟市水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和 8 年度宍粟市水道事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）

第 2 条 令和 8 年度宍粟市水道事業特別会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支	出	
第 1 款 水道事業費用	1, 303, 628 千円	△5, 465 千円	1, 298, 163 千円
第 1 項 営業費用	1, 203, 747 千円	△5, 465 千円	1, 198, 282 千円

（企業債の補正）

第 3 条 予算第 5 条に定めた企業債を、次のとおり補正する。

（単位：千円）

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
水道施設整備事業	120, 300	証書借入	年利 5. 0%以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府その他の金融機関の資金については、その融資条件による。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
資本費平準化債	43, 300			

（議会の議決を経なければ流用することができない経費の補正）

第 4 条 予算第 8 条中「97, 085 千円」を「91, 880 千円」に補正する。

令和 8 年 8 月 28 日提出

宍粟市長 福 元 晶 三

令和 8 年度宍粟市水道事業特別会計補正予算（第 1 号）実施計画

1. 収益の支出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1. 水道事業費用			1, 303, 628	△ 5, 465	1, 298, 163
	1. 営業費用		1, 203, 747	△ 5, 465	1, 198, 282
		2. 配水及び給水費	101, 401	△ 941	100, 460
		4. 総係費	68, 914	△ 4, 524	64, 390

令和 8 年度宍粟市水道事業特別会計補正予算（第 1 号）明細書

（単位：千円）

款・項	目	既決予定額	補正予定額	合計	節		説明
					区 分	金 額	
1. 水道事業費用		1,303,628	△ 5,465	1,298,163			
1. 営業費用		1,203,747	△ 5,465	1,198,282			
	2. 配水及び給水費	101,401	△ 941	100,460	2. 給料	△ 283	給料 △ 283
					3. 手当	△ 450	扶養手当 △ 13 期末手当 △ 163 勤勉手当 △ 214 地域手当 △ 12 通勤手当 △ 33 住居手当 △ 15
					4. 賞与引当金繰入額	△ 115	賞与引当金繰入額 △ 100 法定福利費引当金繰入額 △ 15
					6. 法定福利費	△ 93	共済組合負担金 △ 93
	4. 総係費	68,914	△ 4,524	64,390	2. 給料	△ 1,520	給料 △ 3,137 会計年度任用職員給料 1,617
					3. 手当	△ 1,927	扶養手当 △ 312 期末手当 △ 789 勤勉手当 △ 607 地域手当 △ 138 通勤手当 △ 495 児童手当 △ 260 会計年度任用職員期末手当 340 会計年度任用職員勤勉手当 286 会計年度任用職員時間外勤務手当 20 会計年度任用職員通勤手当 28
					4. 賞与引当金繰入額	△ 427	賞与引当金繰入額 △ 371 法定福利費引当金繰入額 △ 56
					6. 法定福利費	△ 650	共済組合負担金 △ 582 退手組合負担金 △ 441 社会保険料等 373